

令和4年度「森林サービス産業」創出・推進に向けた活動支援事業(林野庁補助事業)
「森林サービス産業」モデル地域等(健康経営分野)創出支援事業
公募要領

1 事業の背景・目的

近年「働き方改革」の進展や健康寿命の延伸等を背景として、心身の健康づくりの場としての森林空間の活用等に注目が集まっています。

例えば、民間企業においては、従業員の健康管理に戦略的に取り組む「健康経営」が進んでおり、自治体においては住民の健康づくりに取り組むことが求められています。

こうしたことから、本事業では企業の健康経営や働き方改革、「日本健康会議」新宣言¹に着目して、新たな「森林サービス産業」の事業スキームの創出に取り組む地域を「モデル地域」「準モデル地域」として選定し、各地域が抱える課題解決と地域に応じたモデル手法を開発する取組を支援します。

2 募集する地域と支援内容

本事業では、企業の健康経営に着目した「森林サービス産業」の創出に取り組み、「事業化段階」、「準備段階」にある地域のうち、以下の支援を希望する地域を募集します。なお、モデル地域、準モデル地域には、共通で「コーディネーター養成研修」を実施します。

区分	支援内容	助成額
モデル地域 (3団体程度)	企業の健康経営に着目した「森林サービス産業」の創出に向けて、「事業化段階」(注)にある地域に対して、 <u>新たな「モデル手法」開発、「モニターツアー」開催、試行的な「エビデンス」取得・集積・活用、「地域ワークショップ」開催等のモデル事業の実施</u> を支援します。	事業内容に応じて、150 万円/地域程度を目安に助成します。 (3団体総額で 450 万円を限度とします。)
準モデル地域 (3～5団体程度)	企業の健康経営に着目した「森林サービス産業」の創出に向けて、「準備段階」(注)にある地域に対して、 <u>地域での「課題解決型研修会」の開催</u> を支援します。	「課題解決型研修会」の開催に必要な経費(講師の謝金・旅費等)は運営事務局で負担します。

(注)「森林サービス産業」創出に向けた発展段階としての「事業化段階」「準備段階」等の考え方については、令和元年度「森林サービス産業」検討委員会報告書(第4章)をご参照ください。

3 募集(支援)するモデル事業内容

本事業では、企業・医療保険者等による「森林サービス産業」の組織的な活用を促進するために、以下の「Ⅰ. ターゲットとする健康経営の領域」を明確にした上で、新規性があり汎用性が高い「Ⅱ. モデル手法等」を開発する地域を支援します。

＜Ⅰ. ターゲットとする健康経営等の領域＞

「健康経営領域の必須・任意項目を組み合わせた事業を募集します。

健康経営領域(必須)	①心の健康づくり、②身体の健康づくり、③社員研修	何れか1つ以上
健康経営領域(任意)	④ワーケーション、⑤福利厚生、⑥CSR、⑦その他	何れか1つ以上が望ましい

¹ 「日本健康会議」新宣言に対応した森林サービス産業については、以下の URL を参照ください。
<https://www.green.or.jp/topics/nihonkenkoukaigi/>

＜Ⅱ．開発するモデル手法等＞

健康 経営 要素	i) 新たな健康経営等に資する森林サービス産業の「プログラム・事業モデル」の開発(注1)	任意
	ii) 新たな健康経営目線の「エビデンスの取得・集積・活用手法」の開発(注2)	必須
	iii) 健康経営等と連動した企業・医療保険者等への「販路開拓・誘客・PR 手法」の開発	任意

(注1) 「プログラム」とは、体験の前後のサービス等を含めて、予防・健康づくりに向けた行動変容に寄与するもの、「事業モデル」とは、地域内で宿泊・食事・その他多様な体験等を組み合わせて、一定の収益性を担保して持続的に事業展開が可能なものを想定しています

(注2) 今後、企業の健康経営への活用を促進する際には、予防・健康づくりに向けた行動変容に資するエビデンスの取得・集積が重要な要素となるため、必須としています（詳しくは、令和元年度「森林サービス産業」検討委員会報告書（第2章）をご参照ください）。なお、「エビデンスの取得・集積・活用手法」の開発は、指定するアドバイザーとの協議を通して、運営事務局と共同で開発するものとします。

4 応募団体の要件

以下の要件に当てはまる地方公共団体・協議会等を、本事業の応募対象とします。

- ・「企業の健康経営」や「人材・働き方改革」に着目して「森林サービス産業」の創出・推進に向けた取組を行う地方公共団体・地域協議会等（注）。
- ・申請主体が、別途募集している「「森林サービス産業」推進地域」に登録している、または事業着手までに登録が可能であること。
- ・「3 募集（支援）するモデル事業内容 ＜Ⅱ．開発するモデル手法等＞」に示した新たなモデル手法を開発できること（なお、「ii エビデンス取得・集積・活用手法」の開発は必須）。
- ・各地域での事業実施に伴い、「開発するモデル手法等」を、広く林野庁及び本事業運営事務局に提供するとともに、今後の成果の利用についても同意できること。
- ・年度内に2回実施する「コーディネーター養成研修」に、中核的な人材が参加できること。
- ・同一の事由について、本事業並びに国から助成される他の各種助成金等（農山漁村振興交付金（農泊推進対策）のうち、農泊推進事業及び人材活用事業等）にかかる事業の両方を実施することはできません。

（注）・地方公共団体の関係部署が、主体的に本事業を取り組む意思がある地域が対象となります。

- ・JV（共同事業体）など複数の組織による共同申請も可。
- ・行政内の関係部署や幅広い地域の民間事業者等の参画を得た地域協議会等の設立は、採択後でも構いません。
- ・関係団体や民間事業者等が主体となりつつも、地域の地方公共団体・関係団体等と緊密に連携・協働できる体制でも可。なお、将来的に幅広い民間事業者等が参画できる地域プラットフォームを構築することが求められます。
- ・令和2・3年度に「モデル地域」に選定された地域はいずれも応募対象外となります。また、令和2・3年度に「準モデル地域」に選定された地域は「モデル地域」のみ応募できます。

5 選定方法等

- ・「モデル地域」、「準モデル地域」は、検討委員会による審査により選定します。
- ・「モデル地域」については、書面審査を通過した応募地域を対象に、検討委員会による審査に先立って「オンラインヒヤリング」を行います。該当地域には、概ね1週間前までに日時や実施方法について通知しますので、主たる事業実施担当者は、予めご準備ください。

【日時】2022年6月15日（水） 9:30～18:00のうち、20～30分程度（該当者に通知）

【場所】オンライン会議システム「ZOOM」

【内容】(1) 応募地域から応募内容について説明

(①事業の実施体制、②既存の取組内容、③新たに開発するモデル手法等)

(2) 運営事務局からの質疑応答

- ・「モデル地域」に応募した地域でも、検討委員会による審査により、「準モデル地域」と判断される場合があります。

- ・「準モデル地域」（「課題解決型研修会」の開催支援等のみ）の選定を希望する場合は、「応募申請書」において、その旨を記入してください。
- ・選定基準は下表となります。

地域	段階	選定基準
モデル地域	事業化段階の地域	・地域で企業の健康経営・働き方改革に対応して、分野を超えて多様な主体が参画して、持続的・発展的な事業展開に向けて、地域の戦略・ビジョン等の策定、公民連携の推進体制の構築等ができること ・予防・健康づくりの専門的な知見を有する中核的なコーディネーターや連携・協働団体がいること・企業の健康経営のニーズに合致し、予防・健康づくり分野のサービス水準に適合した「森林サービス産業」のプログラムが、一定水準で確立されたとともに、集積できること ・持続的な事業運営に向けて、体験・宿泊・食事及び事前事後のサービスを組み合わせる等の企業の健康経営に対応した事業モデルが構築できること ・企業の健康経営に関わる新規顧客の開拓に向けて、誘客を促進する独自性ある広報・流通チャネルの開発を行えること ・企業の健康経営目線のエビデンス取得・集積・活用を継続的に支援できるように、研究者や医療・産業保健関係者との連携・協働体制が構築できること
準モデル地域	準備段階の地域	・「モデル地域」の選定基準の各要素について、応募団体等が主体となって、それぞれ地域の関係者等と協議を行ったり、取組を推進できる段階にあること

6 取組・支援内容

＜Ⅰ.「モデル地域」「準モデル地域」を共通で行う取組・支援＞ ※運営事務局が実施します

（１）コーディネーター養成研修（「モデル地域」「準モデル地域」合同）

- ・企業の健康経営に対応した「森林サービス産業」を着実・効果的に創出し、自走化を図っていきけるように、全選定地域を対象として、事業実施の中核的な人材に対する「コーディネーター育成研修」を全２回開催します。
- ・企業の健康経営に対応した「森林サービス産業」に関わる基礎知識の共有や、専門家による個別指導・助言やワークショップ等に加えて、先進地視察や企業・医療保険者の関係者とのヒヤリング・意見交換等による実状の把握を行います。
- ・さらに、選定地域間や「森林サービス産業」の創出に関心のある産官学民が、現在約 310 団体以上が参集している「Forest Style ネットワーク」（事務局：林野庁）参加団体間の情報交換・共有や交流を通して、多様なアイデア・ノウハウ・ネットワークの共有を図り、新たなビジネスの創出等を促進します。
- ・各選定地域では２～３名程度を選定し、全回にご出席頂くようにご調整ください。

日程(注)	主な研修内容
事前研修 (オンライン)	・生活習慣病予防、メンタルヘルス対策等の健康経営や働き方改革等を踏まえた「森林サービス産業」の基本的な考え方 ・心の健康づくり・身体健康づくり・社員研修に対応した「森林サービス産業」の実際 ・健康経営目線の「エビデンス取得・集積・活用」の考え方・手法等の紹介 ・企業・医療保険者と連携した「森林サービス産業」の事業モデルの実際
第1回 (7/11-12)	・企業の健康経営・働き方改革等に対応した「森林サービス産業」のプログラム開発の方向性の整理 ・企業の健康経営目線の「エビデンス取得・集積・活用」の考え方・手法等の整理 ・先進地視察（プログラム体験、施設等の見学、中核的な担い手等との意見交換） (ポイント) ・研修における専門家・アドバイザー等によるヒヤリング・助言等を踏まえて、「応募申請書」の内容を精査した上で、より実効的・発展的な事業となるように再整理 → 研修会における検討結果を踏まえて、「交付申請書」を提出

第2回 (8月下旬頃)	・ 持続的な事業運営に向けた事業モデル構築のあり方の紹介 ・ 「モニターツアー」のプログラム・エビデンス取得・集積・活用手法の整理 ・ 企業・医療保険者の産業保健スタッフやアウトソーシング機関等と連携した誘客手法の整理 ・ 「森林サービス産業」に関心のある企業・医療保険者や、各種サポートメニューを有する「Forest Style ネットワーク」会員事業者等との情報交換・意見交換
	(ポイント) ・ 研修における企業・医療保険者等との意見交換や、専門家・アドバイザー等によるヒヤリング・助言等を踏まえて、「モニターツアー」のプログラムやエビデンス取得手法、広報手法を再整理 → 研修会での再整理を経て、運営事務局とも連携して「モニターツアー」の参加者を募集
オンライン フォーラム等 (2023年 2月頃)	・ 企業・医療保険者等への本年事業の成果を情報提供・マッチングの促進 ・ 関係省庁の支援施策の紹介や、次年度以降の事業計画の検討
	(ポイント) ・ 関係省庁の支援施策や民間事業者等の紹介により、次年度以降の具体的な事業プランを策定しつつ、発展に向けたアクションプランを策定

(注) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況により、開催時期の変更やオンラインでの開催等となる場合もあります。

(2) 専門家・アドバイザーによるアドバイス・サポート

- ・ 森林サービス産業、企業の健康経営・働き方改革、地域ブランディングやマーケティング等に詳しい専門家やアドバイザーが、各地域で円滑かつ効果的な事業実施に向けて、継続的にアドバイス・サポートを行います。

(3) 企業・医療保険者等の紹介・マッチング

- ・ モニターツアー等の開催に向けては、運営事務局では、企業・医療保険者等が参画する全国組織とも連携体制を構築しますので、必要に応じて紹介・マッチングも行います。
- ・ また、「Forest Style ネットワーク」に参画している民間事業者のうち、企業・医療保険者等の紹介・仲介が可能な組織の紹介・マッチングも行います。

<Ⅱ. 「モデル地域」の取組・支援内容>

※「モデル地域」には、以下(1)～(5)に必要な経費を助成金(2による)として支援します。

(1) 新たな「モデル手法」開発への支援

- ・ モデル地域での開発が求められる新たな「モデル手法」としては、例えば、以下のような取組が想定されます。(なお、あくまで例示であり、地域の特色・独自性を踏まえた提案が望まれます)

i) 健康経営等に資する森林サービス産業の「プログラム・事業モデル」の開発 Ex). ・ 健康無関心層への情報提供・動機付け支援と一体となった研修・体験プログラムの開発 ・ 体験・宿泊・飲食とともに、保養滞在の前後のサービス等が一体となって、予防・健康づくりに向けた行動変容に寄与する保養滞在型のプログラム・事業モデルの開発 ・ プログラム開発と一体となったガイド等のスキルアップ研修の開催・専門ガイドの開拓・育成
ii) 新たな健康経営目線の「エビデンスの取得・集積・活用手法」の開発 Ex). ・ 日常生活習慣の行動変容に寄与するエビデンスの取得・集積手法の開発 ・ 医療保険者・産業保健スタッフ等と連携した、多角的なエビデンスの活用手法の開発
iii) 健康経営等と連動した企業・医療保険者等への「販路開拓・誘客・PR手法」の開発 Ex). ・ 産業医・保健師やアウトソーシング機関と連携した誘客促進・PR手法の開発 ・ 健康増進、社員研修、福利厚生等に関する企業・医療保険者等との協定の締結

- ・ なお、「モデル手法」の開発に際して、運営事務局や専門家・アドバイザー等が有するアイデア・ノウハウ・ネットワーク等を活用して、着実かつ効果的な手法開発を支援します。

(2) 「モニターツアー」開催への支援

- ・モデル地域では、(1)により開発した新たな「モデル手法」の試行・検証等のため、「モニターツアー」を開催するものとします。
- ・「モニターツアー」開催に当たっては、運営事務局や専門家・アドバイザー等が有するアイデア・ノウハウ・ネットワーク等を活用して、効果的な事業実施に向けたアドバイス・サポートを行います。
- ・なお、企業・医療保険者等からの参加者募集を推進する観点からは、10月の「健康強調月間」に「モニターツアー」を実施することが望まれます。

(3) 試行的な「エビデンス」取得・集積・活用への支援（「アドバイザー」と連携した事業実施）

- ・「モニターツアー」開催時には、倫理委員会の承認を得つつ、「エビデンス」の取得・集積を行うとともに、産業保健スタッフ等と連携した活用を試みることで、参加者の健康増進面や行動変容面の効果を検証するとともに、取得・集積・活用手法の検証を行うものとします。
- ・試行的な「エビデンス」の取得・集積・活用は、各モデル地域が目指す取組の方向性に合わせて、運営事務局が森林空間を活用した疾病予防・健康づくりに関わるエビデンスの取得・集積・活用のノウハウを有する医療関係者・研究者を「アドバイザー」に選定します。
- ・各モデル地域の関係者と当該アドバイザー、運営事務局が緊密に連携して、円滑かつ効果的な「エビデンス」の取得・集積・活用手法について協議を行い、適宜、測定機器・システム等を有する事業者等の紹介・マッチング等を行いながら、本年度事業を実施します。

(4) 「地域ワークショップ」開催の支援

- ・各モデル地域では、本年度の事業の成果や今後の戦略・ビジョン等を広く地域内外の関係者と共有し、新たに取組を創出していくために、「地域ワークショップ」を開催するものとします。
- ・「地域ワークショップ」は、行政の関連部署・関連団体、関連産業の事業者、地域住民等から幅広く参加を得ることで、地域における「森林サービス産業」への理解・機運の醸成と、参画主体の広がりによる推進体制の充実を目指すものとします。
- ・なお、開催に際して、①専門家・アドバイザー等の推薦や、②新たに健康経営目線の「森林サービス産業」の導入を検討する企業・医療保険者、連携・協働に関心のある全国の事業者等に対する広報・PR等への助言など運営事務局としてもサポートを行います。

<Ⅲ. 「準モデル地域」の取組・支援内容>

○「課題解決型研修会」の開催支援

- ・「コーディネーター養成研修」（第1回・第2回）で得られたアイデア・ノウハウ等を、各地域に円滑に共有し、地域の取組の改善に活かすために、終了後に計2回、フォローアップとしての「課題解決型研修会」の開催を支援します。
- ・「コーディネーター養成研修」におけるアドバイザー等による指導・助言を踏まえて、各地域に必要な研修会のテーマを検討し、有識者を派遣します。

※ 準モデル地域に対する助成金はありません。（専門家・アドバイザー等の派遣費用は運営事務局が直接負担）

《研修会のテーマ（例）》

- ・地域内外の多様な主体の参画を促進する推進体制の構築・拡充
- ・既存のガイドスキル・プログラムの上質化・多様化
- ・宿泊・飲食施設等とも連携した収益性の高い事業モデルの開発
- ・企業・医療保険者等への訴求力を高めるエビデンス取得・集積・活用方法の開発
- ・企業・医療保険者等からの誘客・PR手法の開発 ほか

7 支援対象期間

令和5年2月28日まで

8 申請方法

(1) 申請書類

申請者は、国土緑化推進機構ホームページ (<http://www.green.or.jp/topics/fs2022/>) より申請様式をダウンロードし、以下の資料について電子ファイルを作成のうえ、作成したファイルを申請期間内にメール (foreststyle@green.or.jp) にて送付するとともに、原本を郵送してください。

【必要書類】

- ① 「森林サービス産業」モデル地域等創出支援事業応募申請書一式（申請書様式）
- ② 申請団体の組織概要が分かる資料（定款・規約、役員名簿、団体紹介パンフレット等）
- ③ 申請団体の活動実績・活動概要が分かる資料（事業報告書・事業計画書、決算書・予算書等）
- ④ 申請事業に関連する資料（事業内容の素地となっている事業の概要資料など）

※「応募申請書」は、原則として指定の様式・ファイル形式（Word）で作成して、Word ファイルで提出してください。

※②～④の資料については、PDF 形式でメールにて送付してください。

※複数の組織による「共同申請」の場合は、組織毎に②～④を提出してください。

※「準モデル地域」のみの応募の場合は、①の様式2（収支予算計画書）の提出は必要ありません。

(2) 申請締切

令和4年6月10日（金） 当日必着

9 審査

(1) 審査方法

申請内容等を参考に、本事業の検討委員会にて厳正な審査を行い、評価の高い地域を選考します。
なお、運営事務局から申請内容等について問合せを行う場合があります。

(2) 審査結果の通知等

審査の結果については、応募団体に対して運営事務局から文書で通知します。
また、「モデル地域」「準モデル地域」は公表します。

10 事業スケジュール（一部予定）

令和4年6月10日	応募受付締切（必着）
6月15日	オンラインヒヤリング（「モデル地域」応募地域のみ）
6月下旬	「モデル地域」「準モデル地域」の決定・通知
7月11日 ～12日	「コーディネーター養成研修（第1回）」開催（長野県信濃町）
7月～	「交付申請書」の提出（研修を踏まえて、「応募申請書」の内容を改訂） 新たな「モデル手法」の開発（モデル地域） 「課題解決型研修会（第1回）」の開催（準モデル地域）
8月下旬	「コーディネーター養成研修（第2回）」開催
10月頃～	「モニターツアー」開催、「エビデンス」取得・集積・活用（モデル地域） 「課題解決型研修会（第2回）」の開催（準モデル地域）
令和5年1月頃	「地域ワークショップ」開催（開催時期は、地域の状況に合わせて開催）
2月頃	「オンラインフォーラム」開催
2月28日	事業終了、報告書提出

11 事業実施者

本事業は、公益社団法人国土緑化推進機構と株式会社さとゆめが連携して実施します。

12 応募申請書の提出先 及び お問合せ先

以下メールアドレス宛てに、申請書類一式のファイルを送付するとともに、原本を郵送してください。

【メールアドレス】 foreststyle@green.or.jp

【件名】（事業者名）「森林サービス産業」モデル地域等創出支援事業 申請書送付

【宛先】公益社団法人国土緑化推進機構 政策企画部

【郵送先】〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-4 砂防会館別館 5階

【電話】 03-3262-3883

13 その他

事業の推進にあたっては、運営事務局と緊密に連絡を取り、アドバイザーからの指導・助言を受けて進めてください。

【参考】助成対象経費区分表（例）

助成対象経費	内 容	備 考
賃金	訴求力があり波及効果の高い事業とするために、追加的に必要となる業務（資料整理、事業資料の収集等）について、本事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価。	○ 賃金の単価については、当事業実施主体内の賃金支給規則や国も規定等によるなど、妥当な根拠に基づき設定してください。
謝金	訴求力があり波及効果の高い事業展開を図るために、外部専門家・アドバイザー等に対する謝礼に必要な経費。	○ 謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定して下さい。 ○ 事業実施主体に対する謝金は対象外。
旅費	本事業を実施するために事業実施主体が行う資料収集、各種調査、検討、講師招へい、打合せ、普及啓発活動等の実施に伴う国内旅行に必要な経費。	○ モニターツアーの参加者の旅費は対象外。 ○ 飛行機のアップグレード、鉄道のグリーン料金は対象外。 ○ 事務局職員、アルバイト等の通勤に伴う通勤費は対象外。 ○ 宿泊費は、（公社）国土緑化推進機構旅費支給規則に基づき、9,800 円/泊以内とする。 ○ 飲食費については対象外。
需用費	事業を実施するために追加的に必要となる消耗品費、会議費、印刷製本費等の経費。	○ 通常の団体運営に伴って発生する事務所の経費は対象外。
ア 消耗品費	事業を実施するために必要となる文献、書籍、原材料、消耗品、消耗器材、各種事務用品等の調達に必要な経費。	○ 事業期間内に消耗することを予定している物品等で、5万円未満とする。
イ 印刷製本費	事業を実施するために必要となる文書、図面、企画書等の印刷に必要な経費。	
役務費	事業を実施するために追加的に必要となる通信運搬費、普及宣伝費、原稿料等の経費。	
ア 通信運搬費	事業を実施するために必要となる郵便料、電話料及びデータ通信料、諸物品の運賃等の支払に必要な経費。	○ 通常の団体運営に伴って発生する事務所の電話料、データ通信料は対象外。
イ 普及宣伝費	訴求力があり波及効果の高い事業を創設するために、必要となるパブリシティ促進に向けた普及啓発機会の設定や普及啓発資材の制作に必要な経費。	○ 事業の規模や内容、対象等を踏まえて、費用対効果を考慮して、常識の範囲を超えない妥当な範囲の分量、経費で設定してください。 ○ モデル事業といえる内容の経費に限定する（単なるプロモーション経費等は認めない）
ウ 原稿料	事業を実施するために必要となる情報をとりまとめた報告書等の執筆者に対して、実働に応じた対価を支払う経費。	○ 原稿料の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定してください。
使用料及び賃借料	事業を実施するために追加的に必要となる器具機械、会場、車両等の借上げや物品等の使用に必要な経費。	○ 通常の団体運営に伴って発生する事務所の賃借料その他の経費は対象外。
委託費	訴求力があり波及効果の高い事業展開を図るとともに、モデル性がある取組を行うために、必要となる事業の一部分（例えば、「モデル手法」の開発等）を第三者に委託するために必要な経費。	○ 委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的であり、モデル性があると認められる業務に限り実施できるものとし、事務局への届け出が必要となります。 ○ 本事業の対象経費の 50%以内（※）○ 委託契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。但し、モデル事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。

（※）モデル地域の対象となる地域は、新規顧客の開拓や独自性のあるプログラム等の改善を行える体制が整っているなどで、推進体制が整っている「事業化段階」にある地域としています。その為、本事業の主たる内容の実施に当たって、委託契約が必要な内容で申請した場合は、検討委員会で推進体制が整っていない（「事業化段階」に至っていない）と判断される場合もありますので、十分に内容を留意して申請して下さい。